

# 11 税金等の控除・減免

## (1) 税金の控除・減免

### ① 所得税・住民税の所得控除

所得税、住民税の所得金額から、所得控除として控除額を差し引くことができます。(障がい者手帳を取得した年分の申告から対象)

**確定申告の場合**

■宇都宮税務署

TEL 621-2151(代)

**源泉徴収の場合**

■勤務先の給与担当

■市民税課

TEL 632-2233

種 類			控除額		
			所得税	住民税	
障がい者 控除(※)	障がい者	本人又は 同一生計 配偶者・ 扶養親族	・身体障がい者手帳の等級が3～6級の方 ・知的障がい者療育手帳の等級がB1・B2の方 ・精神障がい者保健福祉手帳の等級が2～3級の方 など	27万円	26万円
	特別 障がい者		・身体障がい者手帳の等級が1～2級の方 ・知的障がい者療育手帳の等級がA1・A2の方 ・精神障がい者保健福祉手帳の等級が1級の方 ・「障がい者控除対象者認定書」(87ページ参照)の交付を受けている方など	40万円	30万円
	同居特別 障がい者	特別障がい者である同一生計配偶者や扶養親族で、本人や配偶者、生計を一にする親族のどなたかの同居を常に行っている方	75万円	53万円	

※ 障がい者控除は、16歳未満の扶養親族及び合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者の同一生計配偶者についても適用されます。

### ② 住民税の非課税

その年の1月1日現在で、以下に該当する方は住民税が非課税になります。

内 容	税 額
身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方	非課税

■市民税課

TEL 632-2233

### ③ 相続税

内 容	金 額
障がい者控除 (精神または身体に障がいのある者などが相続した場合)	障がいの程度や年齢に応じて控除

■宇都宮税務署

TEL 621-2151(代)

### ④ 贈与税

内 容	金 額
特定障がい者を受益者とする特定障がい者扶養信託契約に基づく信託受益権	6,000万円(特別障がい者以外は3,000万円)まで非課税

■宇都宮税務署

TEL 621-2151(代)

## ⑤事業税

内 容	金 額
視力障がい者(失明または両眼の視力が矯正視力0.06以下の者)が行う、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう等その他医業に類する事業	課 税 対 象 外

■宇都宮県税事務所  
TEL 626-3018

## ⑥軽自動車税種別割

- ア. 減免の申請は納期限前7日までです。  
減免は、自動車税・軽自動車税をとおして、障がいのある方1人につき1台です。
- イ. 対象となる車は次のとおりです。

■税制課  
TEL 632-2205  
FAX 651-5165

- 障がい者が納税義務者であり、本人、生計を一にする方または常時介護する方が運転する車
- 障がい者と生計を一にする方が納税義務者であり、同生計を一にする方が運転する車
- 障がい者を常時介護する方が納税義務者であり、同常時介護する方が運転する車

障がいの区分	障 が い の 級 別
視 覚	1級から4級までの各級
聴 覚	2級および3級
平 衡	3級
音 声	3級(咽頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)
上 肢	1級および2級
下 肢	(障がい者本人が運転する場合) 1級から6級までの各級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級
体 幹	(障がい者本人が運転する場合) 1級から3級までの各級および5級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	
上肢機能	1級および2級
移動機能	(障がい者本人が運転する場合) 1級から6級までの各級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級
心 臓	1級および3級
じん臓	1級および3級
呼吸器	1級および3級
ぼうこうまたは直腸	1級および3級
小 腸	1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級
肝臓機能障がい	1級から3級までの各級
知的障がい	重度の知的障がい(A・A1・A2)
精神障がい	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める1級
○生計を一にする方が運転する場合は、もっぱら当該身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の用に供するものであることが必要です。(通勤、通学、通院、生業等)	

**⑦(軽)自動車税環境性能割免除および自動車税種別割減免**

身体障がい者手帳等の級別の表示が1級の方、または、障がい者が下表の障がいの級別に該当する方には、申請により、(軽)自動車税環境性能割の免除および自動車税種別割の減免が受けられる制度があります。

■ 県自動車税事務所  
TEL 658-5521  
■ 宇都宮県税事務所  
TEL 626-3029

障がい区分	障がいの級別
視覚	1級から4級までの各級
聴覚	2級および3級
平衡	3級
音声	(障がい者本人が運転する場合のみ) 3級(喉頭摘出者に限る)
上肢	1級および2級
下肢	(障がい者本人が運転する場合) 1級から6級までの各級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級
体幹	(障がい者本人が運転する場合) 1級から3級までの各級および5級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい

上肢機能	1級および2級
移動機能	(身体障がい者本人が運転する場合) 1級から6級までの各級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級
心臓	1級および3級
じん臓	1級および3級
呼吸器	1級および3級
ぼうこうまたは直腸	1級および3級
小腸	1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級
肝臓	1級から3級までの各級
知的障がい	栃木県で療育手帳の交付を受けている場合は、重度の知的障害(A・A1・A2)
精神障がい	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める1級

○ 個々の障がい名が上記に該当する方に限られます。障がい名の記載が2つ以上ある方は、いずれかの障がい名が上記に該当する方に限られます。

○ 生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合は、もっぱら当該身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者が同乗して使用されることが必要となります。(通勤、通学、通院、通所、生業等)

○ 常時介護する方とは、障がい者の方のみの世帯で生活する障がい者のために、継続して日常的に運転される方です。

⇒この場合、「常時介護証明書」が必要になります。(「常時介護証明書」身体障がい者および知的障がい者の場合は障がい福祉課、精神障がい者の場合は保健所保健予防課へ)

○ 心身障がい者本人が運転する場合は、当該心身障がい者本人の名義の自動車に限られます。

○ 生計を一にする方が運転する場合は、心身障がい者本人または生計を一にする方の名義の自動車に限られます。

○ 常時介護する方が運転する場合は、心身障がい者本人または常時介護する方の名義の自動車に限られます。

■ これから取得する自動車について減免(免除)申請をする場合は、個々の事例ごとに減免申請の時期および減免となる税額が異なりますので、自動車の登録前に、県自動車税事務所または、県税事務所に確認してください。

■ 現在所有している自動車について種別割の減免申請をする場合は、減免を受けようとする年度の2月末日までに県自動車税事務所または県税事務所に申請してください。なお、納期限後に申請があった場合は、申請日の翌月分からの減免となりますのでご注意ください。また、賦課期日(毎年4月1日)以降に心身障がい者となった場合で、納期限までに申請があった場合は、心身障がい者の減免要件に該当することとなった月の翌月分から月割で減免が受けられます。

■ 減免(免除)を受けられることができる自動車は、心身障がい者の方1人について1台です。

したがって、自動車税種別割または軽自動車税種別割の減免を受けている間は、他の自動車に係る自動車税種別割の減免を受けることができません。

## ⑧「障がい者控除対象者認定書」(税申告における障がい者控除)

障がい者手帳を所持していなくても、精神や身体に障がいのある満65歳以上の方で、その障がいの程度が、身体・知的または精神障がい者に準ずる者として市長の認定を受けている方については、障がい者控除を受けることができます。

また、障がい者手帳等を所持している方(例:身体障がい者手帳3～6級相当)のうち、本制度により特別障がい者に係る障がい者控除の対象になる方も、申請することができます。

### <手続き>

- ・ 「障がい者控除対象者認定書交付申請書」を、高齢福祉課認定審査グループ、障がい福祉課福祉サービスグループ、又は各地区市民センター・各出張所にご提出ください。
- ・ 申請ができる方は、本人、家族、成年後見人(登録証明書の写しを添付)に限ります。
- ・ 認定された場合、「障がい者控除対象者認定書」が交付されますので、確定申告等の税の申告の際にご利用ください。

■高齢福祉課  
認定審査グループ  
TEL 632-2986

■障がい福祉課  
福祉サービスグループ  
TEL 632-2361

■市民税課  
TEL 632-2233

■宇都宮税務署  
TEL 621-2151(代)

## (2) NHK放送受信料の免除

「日本放送協会放送受信料免除基準」(下記の適用基準)に該当する場合は、NHK放送受信料の全額または半額が免除となります。

■NHKふれあいセンター  
TEL 0570-077-077

### <免除基準>

#### 【全額免除】

対象	適用条件	受付窓口
障がい者	身体・療育・精神のいずれかの障がい者手帳を所持している者を含む世帯構成員全員の市民税が非課税の場合	NHK, 障がい福祉課, 平石・富屋・姿川・河内地区市民センター
公的扶助受給者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法に規定する扶助を受けている場合</li> <li>・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合</li> <li>・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合</li> </ul>	NHK, 生活福祉第1課・第2課
社会福祉事業施設入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所に入所されている場合	NHK
年間収入が一定額以下等の別住居の学生	<p>親元などから離れて暮らしており、以下のいずれかにあてはまる学生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険等の被扶養者である場合</li> <li>・国民健康保険の修学特例対象の場合</li> <li>・経済的理由の選考基準がある奨学金を受給している場合</li> <li>・経済的理由の選考基準がある授業料免除制度の適用を受けている場合</li> <li>・年間収入が130万円以下の場合</li> <li>・国民年金保険料の学生納付特例対象の場合</li> <li>・親元などが市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合</li> <li>・親元などが公的扶助受給世帯の場合</li> </ul> <p>※奨学金受給、授業料免除、年間収入が130万円以下、国民年金保険料の学生納付特例の対象の学生には、親元など生計をともにする方がいない学生を含む</p>	NHK

## 【半額免除】

対象	適用条件	受付窓口
障がい者	世帯主が、視覚・聴覚、重度(1級または2級)の身体、重度の知的、重度(1級)の精神のいずれかの障がい者手帳を所持し、NHKの契約者である場合	NHK, 障がい福祉課, 平石・富屋・姿川・河内地区市民センター
戦傷病者	世帯主が、戦傷病者手帳(障がい程度が特別項症から第1款症)を所持し、NHKの契約者である場合	

### <手続き>

免除申請書については、受付窓口に備え付けてあります。障がい者、公的扶助受給者及び戦傷病者の方で放送受信料の免除を希望される方は、市の窓口で免除事由の証明(確認)を受けてください。証明(確認)を受けた免除申請書をNHKに提出することにより、放送受信料が免除となります。